

プロポーザル方式（公募型）に係る手続開始の公示

次のとおり提案書の提出を招請します。

令和 7 年 5 月 8 日

地方独立行政法人埼玉県立病院機構
埼玉県立循環器・呼吸器病センター
病院長 池谷 朋彦

記

1 業務内容

(1) 件名及び数量

埼玉県立循環器・呼吸器病センター患者給食業務 一式

(2) 仕様等

「患者給食業務特記仕様書」及び「説明書」のとおり。

(3) 履行期間

令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日まで

ただし、契約締結日から令和 7 年 9 月 3 0 日までの間は業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受注者負担とする。

(4) 履行場所

埼玉県熊谷市板井 1 6 9 6

(5) 事業者選定方法

埼玉県立循環器・呼吸器病センター患者給食業務委託事業者審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置し（事務局：循環器・呼吸器病センター事務局管財担当）、審査を行う。審査委員会は、書類審査及びヒアリング審査の内容について、審査委員全員の評価を参考に総合的な合議により交渉権者を選定する。

(6) 予定額

金 5 0 2 , 4 6 6 , 8 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限する。

なお、これを超えた委託料見積書を提出した者は失格とする。

【年度別委託料の上限】

令和 7 年度分 金 8 3 , 7 4 4 , 1 0 0 円

令和 8 年度分 金 1 6 7 , 4 8 9 , 3 0 0 円

令和 9 年度分 金 1 6 7 , 4 8 9 , 3 0 0 円

令和 1 0 年度分 金 8 3 , 7 4 4 , 1 0 0 円

(7) その他

翌年度において、予算の削除または減額があった場合、当該契約の締結を見合わせる場合がある。

2 参加資格

(1) 地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第 3 条第 2 項各号に該当しない者であること。

(2) 契約事務取扱規程第 3 条第 3 項の規定により法人の一般競争入札に参加させない

こととされた者でないこと。

- (3) 本件入札が実施される年度に属する埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録され、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務」のA等級に格付け、「給食業務」に登録されている者であること。
- (4) 本件の公告日から契約締結までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱又は地方独立行政法人埼玉県立病院機構入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件の公告日から契約締結までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱又は地方独立行政法人埼玉県立病院機構暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 令和3年4月1日から公告日までの間に病床数250床以上の病院において、患者給食業務を3年間以上継続して履行した実績があること。
- (7) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の10に定める基準に適合する者であること。

3 提案書等の提出場所等

- (1) 本件に関する担当窓口

〒360-0197 埼玉県熊谷市板井1696

地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

事務局管理部管財担当 大澤

電話 048-536-9900

ファクシミリ 048-536-9920

電子メール k369900s@saitama-pho.jp

- (2) 仕様書及びプロポーザル説明書の交付方法

地方独立行政法人埼玉県立病院機構の本件入札に関するホームページからダウンロードすること。

- (3) 説明会の有無

有

- (4) 提案書の受付期間

令和7年6月13日午後5時まで

上記期限内に必着のこと。郵送の場合は、簡易書留又は一般書留郵便によること。

- (5) ヒアリング審査予定日

令和7年6月23日（月）から6月27日（金）までのうちいずれか1日

※具体的な日時等については、参加者に別途通知する。

4 その他

- (1) 契約書作成の可否

要

- (2) プロポーザル参加者に要求される事項

このプロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル説明書で示す必要な申請

書類等を令和7年5月8日（木）から令和7年5月19日（月）午後4時までに上記3（1）の提出場所に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 契約の相手方の決定方法

第一交渉権者を内定者とし契約締結の協議を行い、最終合意に至ったときに契約を締結する。なお、内定の取消し、又は内定者からの辞退の申し出があった場合、第二交渉権者を内定者に繰り上げる。

(4) その他詳細は、「患者給食業務特記仕様書」及び「説明書」による。